

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

利用者氏名_____様

医療法人社団松仁会 内田病院

訪問看護(介護予防訪問看護) 重要事項説明書

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人社団松仁会
代表者名	理事長 内田 敦子
所在地・連絡先	所在地:〒615-0925 京都市右京区梅津大縄場町6番地9 電話:075-882-6666 FAX:075-882-1336

2 事業の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護 内田病院
所在地・連絡先	所在地:〒615-0925 京都市右京区梅津大縄場町6番地9 電話:075-882-6666 FAX:075-882-1336
事業所番号	2610706182
管理者の氏名	近藤 真紀子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	区分				職務の内容等	
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			訪問看護・外来兼務	
看護職員(看護師)		3人以上			訪問看護・外来兼務	
看護職員(准看護師)						

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市右京区、西京区、中京区、下京区
------------	--------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平日	土曜日
営業時間	8:30~17:00	8:30~13:00

※ 営業しない日: 日曜日・祝日・12月30日~1月3日

3 サービスの内容

訪問看護は、利用者の居宅(自宅)において看護師その他政令で定める者が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。居宅サービス計画に基づき、作成し

た訪問看護計画に沿ってサービスの提供をします。

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)の作成及び評価等	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者様の意向や心身の状況、直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(訪問看護報告書)に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
訪問看護の提供	(1)病状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備) (2)日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など) (3)医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談) (4)リハビリテーション(関節の運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション・日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの訓練) (5)認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言) (6)精神的支援をはじめ総合的な看護 (7)その他(家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改善の相談)

4 利用料その他費用の額

訪問看護(介護予防訪問看護)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割)の支払いを受けるものとする(介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合)。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

(1)訪問看護料(介護予防訪問看護料)

◇訪問看護(地域区分1単位:10.70円)

サービス所要時間	サービス単位	サービス利用料金
看護師による場合	20分未満	266単位 2846円/回
	20分以上30分未満	399単位 4269円/回
	30分以上	574単位 6141円/回

	1時間未満		
	1時間以上 1時間30分未満	844単位	9030円／回
准看護師 による 場合	20分未満	239単位	2557円／回
	20分以上 30分未満	359単位	3841円／回
	30分以上 1時間未満	517単位	5531円／回
	1時間以上 1時間30分未満	760単位	8132円／回

◇訪問看護時間外加算項目

夜間(午後6時から午後10時)・ 早朝(午前6時から午前8時)の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜(午後10時から午前6時)の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

◇訪問看護加算項目(地域区分1単位:10.70円)

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	内 容
複数名訪問看護加算 30分未満 30分以上	(I)254単位 (II)201単位 (I)402単位 (II)317単位	(I)2717円/回 (II)2150円/回 (I)4301円/回 (II)3391円/回	1回につき 1回につき
長時間訪問看護加算	300単位	3210円／回	1回に付き
初回加算Ⅰ(新規利用 者)	350単位	3745円／月	1回/1月につき
初回加算Ⅱ	300単位	3210円／月	1回/1月につき
看護・介護職員連携強 化加算	250単位	2675円／月	1回/1月につき
専門管理加算	250単位	2675円／月	人工肛門ケア および人工膀 胱ケアに係る 専門の研修を 受けた看護師 及び特定行為 研修を修了し た看護師が計 画的な管理を 実施
口腔連携強化加算	50単位	535円／月	口腔の健康状 態を評価し利 用者の方の同 意を得て歯科 医療機関やケ

			アマネジャーへの評価結果の情報提供を行う
緊急時訪問看護加算Ⅰ	325単位	3477円／月	利用者、家族から電話により看護の相談を受けた際に常時対応が出来る事、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する業務体制管理体制を整備
緊急時訪問看護加算Ⅱ	315単位	3370円／月	緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する業務体制管理体制を整備
遠隔死亡診断補助加算	150単位	1605円／1回	情報通院機器を用い看取りに関わる研修を受けた看護師が医師の指示に基づき死亡診断の補助を実施

◇介護予防訪問看護(地域区分1単位:10.70円)

サービス所要時間	サービス単位	サービス利用料金	
看護師による場合	20分未満	256単位	2739円／回
	20分以上30分未満	382単位	4087円／回
	30分以上1時間未満	553単位	5917円／回
	1時間以上1時間30分未満	814単位	8709円／回
准看護師による	20分未満	230単位	2461円／回
	20分以上	343単位	3670円／回

場合	30分未満		
	30分以上 1時間未満	497単位	5317円／回
	1時間以上 1時間30分未満	731単位	7821円／回

◇訪問看護時間外加算項目

夜間(午後6時から午後10時)・ 早朝(午前6時から午前8時)の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜(午後10時から午前6時)の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

◇訪問看護加算項目(地域区分1単位:10.70円)

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	内 容
複数名訪問看護加算 30分未満 30分以上	(I)254単位 (II)201単位 (I)402単位 (II)317単位	(I)2717円/回 (II)2150円/回 (I)4301円/回 (II)3391円/回	1回につき 1回につき
長時間訪問看護加算	300単位	3210円/回	1回に付き
初回加算(新規利用者)	300単位	3210円/月	1回/1月につき

※上記料金算定の基本となる時間は、実際に訪問看護に要した時間ではなく、利用者様のケアプラン上に位置付けられた時間の所定単位数を基準とします。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2Km未満	550円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2Km以上	1100円

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

(4) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

時 期	キャンセル料
利用日の前々日営業日の17時までに連絡があった場合	無料
利用日の前日営業日の17時までに連絡があった場合	利用者負担金の50%
利用日の前日営業日の17時までに連絡がなかった場合	利用者負担金の100%

(5) 利用料等の請求及びお支払方法

① 口座振替の場合

専用の申込用紙にご記入の上、担当者へお渡し下さい。

初回振替ができるまで2カ月程度要しますのでお早めにお手続き下さい。

ご利用月の翌月20日から毎月末までに振替いたします。

振替手数料(別途200円)は別途ご請求いたします。

②銀行振込みの場合

ご利用月の翌月末日までにお振り込み下さい。

振込手数料はご負担ください。

※領収証は入金確認後にお渡しいたします。

※現金でのお支払い等支払いを希望される場合はご相談下さい。

〈振込み案内〉

京都中央信用金庫 梅津支店

普通預金 834259

医療法人社団松仁会

(イリョウホウジンシャダンショウジンカイ)

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

当訪問看護相談窓口	常設窓口:内田病院外来 窓口責任者:近藤 真紀子 ご利用時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 土曜日8:30～13:00 ご利用方法:電話075-882-6666 面接(当病院2階医療相談室) ご意見箱:病院1階に設置
当病院相談窓口	常設窓口:内田病院総務部 ご利用時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 土曜日8:30～13:00 ご利用方法:電話075-882-6666 面接(当病院2階医療相談室) ご意見箱:病院1階に設置
京都市右京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-861-1416
京都市西京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-381-7648
京都市西京区洛西支所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-332-9274
京都市中京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-812-2566
京都市下京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-371-7228
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号:075-354-9090

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

①利用者からの相談または苦情等に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等

- ・相談、苦情に関する常設窓口として、内田病院外来に相談担当者を設けています。

また、担当者不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように相談苦情管理対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を定めています。

常設窓口：内田病院外来 電話：075-882-6666 FAX：075-882-1336

責任者：近藤 真紀子（訪問看護管理者）

- ・営業日以外については、医療法人社団松仁会内田病院の受付で対応し、後日早急に対処する。

②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理手順

- ・相談・苦情等があった場合は、利用者の状況を詳細に把握し、事情の確認を行う。
- ・相談・苦情等の内容を「利用者からの相談・苦情等管理対応シート」に記録を行う。状況に応じて、関係機関の「相談窓口」を紹介する。
- ・訪問看護管理者は、当該事例に関係する訪問看護師に事実関係の確認を行う。
- ・簡単な対処については、訪問看護管理者から利用者等に報告する。根本対策に等を含め時間を要する場合は、その旨を翌日までに連絡をする。
- ・院長・事務長・看護部長・外来看護主任・訪問看護管理者等で協議し根本対策を行う。必要に応じて顧問弁護士等へ相談を行う。
- ・当病院において、処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し対処する。
- ・事務長・訪問看護管理者から利用者又は家族等に改善策等を報告する。

③その他参考事項

- ・当事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。

6 緊急発生時等における対応方法

訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに利用者様の主治医に連絡を行い指示を求め、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、訪問看護管理者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

〈緊急時の連絡先〉

主治医	病院（診療所）名	
	住 所	〒 -
	氏 名	
	電話番号 (携帯電話番号)	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	〒 -
	電話番号	

	(携帯電話番号)	
居宅介護支援 事業者 (ケアマネ)	事業所名	
	住 所	〒 -
	氏 名	
	電話番号 (携帯電話番号)	

7 事故発生時の対応方法

利用者に対する訪問看護(介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先(ご家族等)、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)、京都市等に報告を行います。

8 個人情報の保護及び秘密の保持について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

従業者であった者は、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9 サービス利用に当たっての留意事項

訪問看護利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

10 その他の留意事項

- ・感染症や非常災害の発生時においては、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し在宅生活が継続できますように支援すると共に研修会、委員会等も開催をしていきます。

- ・認知症対応力の向上に関する取り組みの実施、虐待の発生、身体拘束適正化又はその再発を防止するための委員会の設置や研修等をおこなっていきます

- ・適切な事業所運営を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、職員等に周

知・啓発すること、相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備を図っていきます。職員等の心身の安全に配慮するために、ご利用者又はそのご家族等からの職員等に対するハラスメントを防ぐような取組を行ってまいります。
以上

当病院は訪問看護の利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、訪問看護の内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日:令和 年 月 日

事業者 所在地: 〒615-0925 京都市右京区梅津大繩場町6番地 9
事業者(法人)名: 医療法人社団松仁会
事業所名: 訪問看護内田病院
事業所番号: 2610706182
代表者名: 理事長 内田 敦子 印

説明者 職名: 訪問看護管理者
氏名: 近藤 真紀子 印

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。また、訪問看護に関する秘密保持に関し、サービス担当者会議等において私および家族の個人情報を、契約の期間中用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者本人 住所: _____
氏名: _____ 印

(署名・法定)代理人 住所: _____
(続柄) _____ 氏名: _____ 印